

令和 2 年度 手をつなぐ育成会運営補助金

評価表 NO.

12

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 所管部課名 | 市民福祉部 障害・社会福祉課 | | 担当者 | 福永 | | | | |
| 事務事業名 | 一般障害者自立支援事業 | | | | | | | |
| 根拠法令 | 薩摩川内市民福祉部関係補助金等交付要綱 | | | | | | | |
| 補助経過年数 | 21年以上 | | | | | | | |
| 令和2年度 予算額 | 600千円 | 国庫支出金 | 一般財源 | その他 | その他の内容 | | | |
| | | 千円 | 600千円 | 千円 | | | | |
| | | 指標名 | 目標値 | 目標年度 | | | | |
| 成果指標① | | 研修事業の開催回数 | 15 | 令和7年度 | | | | |
| 成果指標② | | 研修事業の参加者数 | 1,200 | 令和7年度 | | | | |
| 補助対象者 | 薩摩川内市手をつなぐ育成会 | | | | | | | |
| 補助対象経費 | 組織の運営に要する経費 研修事業等に要する経費 | | | | | | | |
| 補助対象事業・活動の内容 | 組織の運営及び研修事業等の実施 | | | | | | | |
| | 分類 | <input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | |
| 補助金額又は補助率 | 補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨）以内 | | | | | | | |
| 上記項目の積算方法 | | | | | | | | |
| 補助を受ける 過去3カ年の事業 決算状況等の | 項目 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | |
| | | 金額（円） | 割合（%） | 金額（円） | 割合（%） | 金額（円） | 割合（%） | |
| | 収入 | 自己資金 | 439,785 | 33.3% | 467,452 | 34.8% | 496,280 | 35.8% |
| | | 会費収入 | 244,900 | 18.6% | 236,100 | 17.6% | 245,300 | 17.7% |
| | | 事業収入 | 167,824 | 12.7% | 205,588 | 15.3% | 229,121 | 16.5% |
| | | 寄付金・その他助成 | 27,061 | 2.1% | 25,764 | 1.9% | 21,859 | 1.6% |
| | | 市補助金 | 600,000 | 45.5% | 600,000 | 44.7% | 600,000 | 43.3% |
| | | 市社協補助金 （前年度繰越金） | 195,000 | 14.8% | 195,000 | 14.5% | 195,000 | 14.1% |
| | | 計 | 1,319,144 | 100.0% | 1,342,310 | 100.0% | 1,387,036 | 100.0% |
| | 支出 | 事業費 | 814,043 | 61.7% | 681,286 | 50.8% | 713,619 | 51.4% |
| | | 人件費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | | その他事務費 | 145,543 | 11.0% | 170,568 | 12.7% | 188,948 | 13.6% |
| | | 負担金 | 279,700 | 21.2% | 279,700 | 20.8% | 279,700 | 20.2% |
| | | 支部補助金 | | 0.0% | 115,000 | 8.6% | 120,000 | 8.7% |
| | | | | 0.0% | | 0.0% | | 0.0% |
| | | （翌年度繰越金） | 79,858 | 6.1% | 95,756 | 7.1% | 84,769 | 6.1% |
| | 計 | 1,319,144 | 100.0% | 1,342,310 | 100.0% | 1,387,036 | 100.0% | |
| 支出計/前年度支出計 | | | | 101.8% | | 103.3% | | |
| 自己資金/前年度自己資金 | | | | 106.3% | | 106.2% | | |
| 翌年度繰越金/市補助金 | | 13.3% | | 16.0% | | 14.1% | | |
| 交付件数 | | 1 | | 1 | | 1 | | |
| 成果指標の推移① | | 10 | | 11 | | 9 | | |
| 成果指標の推移② | | 1,443 | | 1,936 | | 1,996 | | |
| 特記すべき事項等 | <p>【前回評価】縮小、見直しの上で継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似団体との整理・統合が課題であるので、各団体と調整し、整理・統合を検討されたい。 ・育成会と調整し、縮小の方向性を示されたい <p>愛のひとつく運動をもっと盛り上げ、自主財源の確保に努め、自主運営を目指されたい。</p> <p>【前回評価への回答】活動内容が知的障害者とその家族を支援することを目的としており、他団体との統合はできない。自主財源の確保に努められているが、行政と語る会、さわやか交流会、文集の発行などの自主事業や各スポーツ大会等取り組まれ多くの事業を実施している。事業規模から補助金を縮小するまでの自主財源の増に至っていない。</p> <p>【事業のPR方法】</p> <p>【費用対効果】</p> <p>【補助事業以外の事業】ふれあい障害者福祉大会</p> <p>【その他】</p> | | | | | | | |

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

| 要件 | 項目 | 評価 | 評価した内容についての説明 |
|----------|--|----|--|
| 公益性 | 補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。 | A | 知的障害者やその家族の親睦活動等を通じて知的障害者の福祉の向上に寄与している。 |
| 必要性 | 特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。 | A | 知的障害者の自立及び社会参加の支援のため団体への支援が必要である。 |
| 有効性 | 達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。） | A | 自主活動を積極的に実施し参加者も多く活動が充実しており、知的障害者の福祉の向上を担っている。 |
| 適格性及び妥当性 | ① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 | A | 関係団体が直接支援することで、知的障害者とその家族により適切な事業が実施できる。 |
| | ② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 | B | 自主財源の確保に努めており、愛のひとしづく運動の事業収入があるが、育成会の運営には継続した支援が必要である。 |
| | ③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） | A | 補助率は事業費の2/3であり、妥当である。 |

〈補助金の見直し結果〉

| | | | |
|------------|---|--------|---|
| 内部評価（一次）結果 | ≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 | 外部評価結果 | ≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い |
| | ≪上記方向の理由≫ 自主財源の確保に努められているが、行政と語る会、さわやか交流会、文集ひまわり発行等の自主事業や各スポーツ大会等多くの事業に取り組んでいる。事業規模から育成会の運営には継続した支援が必要である。 | | ≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 |
| | ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ | | ≪まとめ≫ |

手をつなぐ育成会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる手をつなぐ育成会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 手をつなぐ育成会運営補助金に係る補助事業等は、知的障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 手をつなぐ育成会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 手をつなぐ育成会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、手をつなぐ育成会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 手をつなぐ育成会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 手をつなぐ育成会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、研修事業の開催回数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 手をつなぐ育成会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 手をつなぐ育成会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。